



本計画の 推進体制と進行管理



1 推進体制

みどりのまちづくりを進めていくためには、少子・高齢化の進行、地域社会のニーズと価値観の多様化、財政規模の縮小など、社会・経済環境が大きく変化していく中で、行政だけではなく、市民や事業者といった地域に関わる様々な主体が特色を活かした役割を担う必要があります。

そのため、市民、事業者、行政が、「みどりの保護及び育成に関する条例」に定められている役割を認識し、それぞれが持っている特色を活かしながら、連携・協働により、「心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市 すいた」を基本理念とする、みどりの将来像の実現を目指して、本計画を進めていきます。

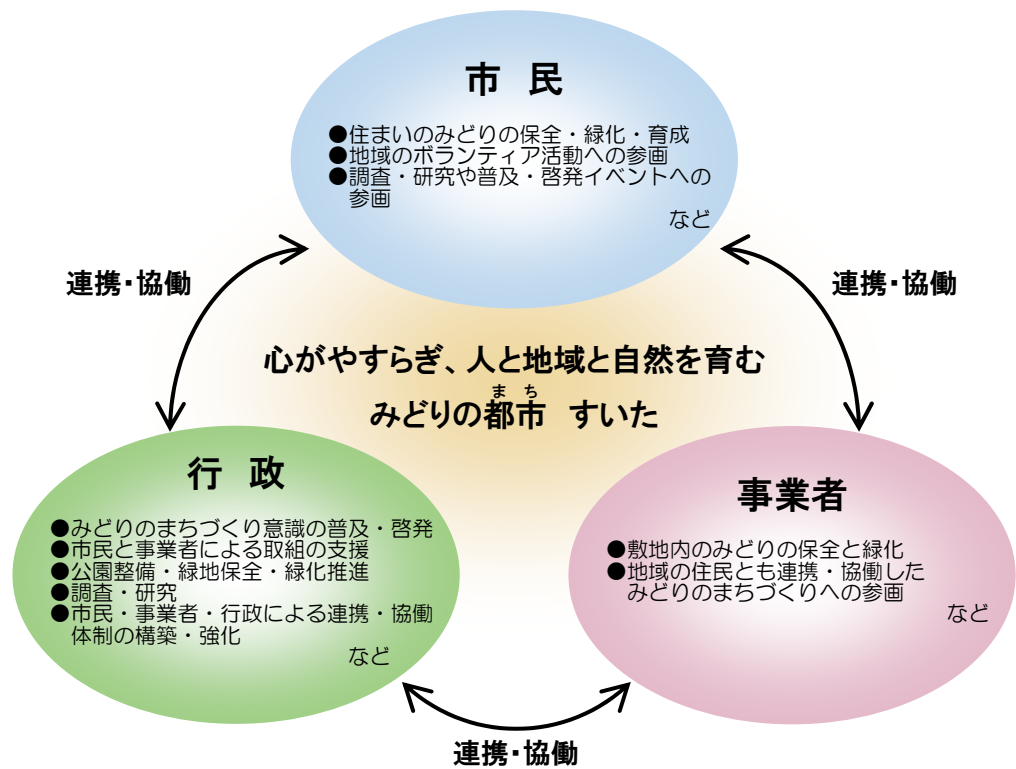


図 7.1.1 本計画の推進体制

(1)市民の役割

市民は、民有地におけるみどりの保全活動や地域の特性に応じた緑化活動を行うことが求められます。そのためには、市民一人ひとりが主体的に住まいのみどりを守り、つくり、育むとともに、地域のボランティア活動などに積極的に参画することにより、豊かな人のつながりを築きながら、みどりのまちづくりに対する理解を深めていくことが重要です。

これらの活動に加えて、各団体同士や行政との情報交換を行いながら、みどりに関する調査・研究や普及・啓発イベントの開催などに取り組むことも必要です。

(2)事業者の役割

事業者は、事業活動に伴う環境影響と環境保全に対する社会的責任を認識し、周辺のみどり、自然環境、景観などに配慮した敷地内のみどりの保全と緑化に積極的に取り組むとともに、地域の住民とも連携・協働しながら、敷地周辺における緑化・清掃活動などのみどりのまちづくりへの参画が求められます。

特に、開発事業者は、「開発事業の手続等に関する条例（愛称：好いた すまいる条例）」や「環境まちづくりガイドライン（開発・建築版）」などを遵守し、地域に配慮したみどりの保全と緑化を行うことが必要です。

(3)行政の役割

行政は、市民・事業者といった地域に関わる様々な主体との積極的な連携・協働のもと、本計画に基づく基本施策と重点プロジェクトに取り組みます。

みどりの保全・緑化活動に対して、市民、事業者から理解と協力が得られるよう、普及・啓発活動を進めるほか、各主体が自主的にみどりのまちづくりに取り組めるよう支援します。また、開発事業者に対して、みどりの保全と緑化に向けた誘導と指導に取り組みます。

行政が主体的に行う公園・緑地の整備、みどりの保全、緑化の推進にあたっては、事業予算を有効に活用するために、国や大阪府の補助制度の活用と「緑化推進基金」の有効活用に取り組み、地域のみどり、自然環境、景観などと調和したみどりのまちづくりを進めます。

市内のみどりの現況や経年変化について、定期的な調査を行うとともに、みどりに関する幅広い研究にも取り組みます。

さらに、市民参画・協働によるみどりのまちづくりを一層推進するため、市民、事業者、行政が容易に情報共有・意見交換できる体制を構築・強化していきます。

2 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、設定した基本施策と重点プロジェクトを実施し、総量目標と取組目標の達成状況の把握・評価を踏まえて、計画全体の改善・見直しを行う工程を繰り返す、PDCA サイクルによる成果管理型の進行管理手法を採用します。

具体的には、1年ごとに市が基本施策と重点プロジェクトの実施状況と取組目標を把握し、その内容について、「(仮称)みどりのコラボ」やホームページなどを活用して、市民・事業者と情報共有します。また、庁内助言機関として学識経験者、公募市民、関係部長などで構成する検討会議を設置し、5年ごとに総量目標の達成状況などを含む計画全体の進捗状況を把握・評価するとともに、評価結果や社会動向などを踏まえて、計画の改善・見直しを行います。

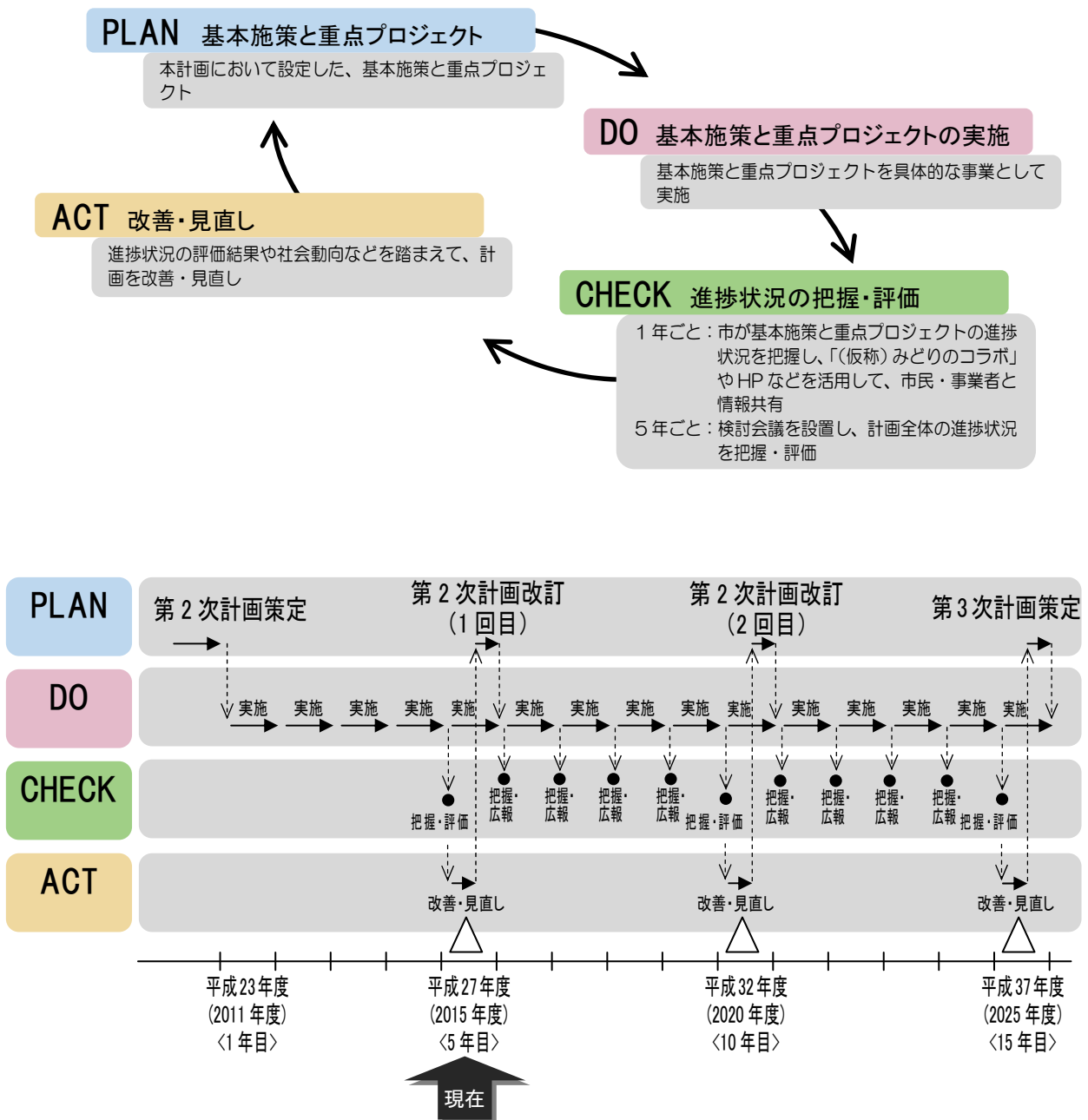


図 7.2.1 PDCA サイクルと本計画の進行管理の手順